

明治四年八月二十八日

太政官布告（いわゆる「解放令」）

布告

穢多非人等ノ稱被廢候條自今身分職業共平民同様タルヘキ事誌

同上府縣へ

穢多非人等ノ稱被廢候條一般民籍ニ編入シ身分職業共都すべテ同一
二相成候様可取扱尤地租其外じよけん除欄ノ仕来しきたりモ有之候ハ、引直シ方
見込取調大蔵省へ可伺出事

『太政類典』